



Title	『揺さぶられる正義』を観たあとで : 虐待冤罪 (SBS/AHT) 問題への示唆
Author(s)	木下, 岳人
Citation	阪大法学. 2026, 75(6), p. 363-371
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/104352
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『揺さぶられる正義』を観たあとで

——虐待冤罪（SBS/AHT）問題への示唆——

木 下 岳 人

- 1 はじめに
- 2 本作品の背景とあらすじ
- 3 医師の供述に対する信用性評価
- 4 今西事件控訴審判決
- 5 冤罪と逮捕報道
- 6 虐待冤罪と一時保護
- 7 おわりに

1 はじめに

2025年9月、関西テレビが制作した映画『揺さぶられる正義』（以下「本作品」）が劇場公開され、ミニシアターを中心に全国各地で上映された。本作品は、揺さぶられっ子症候群（SBS：Shaken Baby Syndrome）にまつわる複数の冤罪事件を取り扱ったドキュメンタリー映画である。監督は、法科大学院修了後に司法修習を経て関西テレビへ入社し、同社の法務部署から異動して報道記者になったという異色の経歴を持つ。

2025年9月に公開されて以降、本作品はメディア関係者やドキュメンタリー愛好家たちから大きな注目と賞賛を集めた。上映は同年12月末まで続き、数週間で終映することも珍しくないドキュメンタリー映画としては異例のロングランとなった。本稿はそんな本作品の内容を振り返りつつ、関連する控訴審判決や文献情報等について若干の補足を行うものである。

最初に正直に申し上げたい。筆者は弁護士としての職務経験を有するが、これまで刑事事件に関与したことは数えるほどしかない。大学での担当科目も商法である。つまり、刑事司法の専門家ではない。

それでも本稿を執筆したのは、次のような動機に基づく。まず、筆者の周りの法曹や大学関係者には、残念ながら本作品を見逃してしまった方も多くおられるように見受けられる。単館系映画の宿命とはいえ、作品の完成度や世間からの評価が高かっただけに惜しまれる。また、法学部生や法科大学院生の方々にとっても、本作品からは多くの学びが得られたはずである。

そうであれば、弁護士あるいは教員として、門外漢ながら本作品の価値とそこから得られる示唆を書き留めて公開することにも、何らかの意義があるかもしれない。それが思い上がりや勘違いである可能性は重々承知しつつ、以下ご一読いただければ幸いである。

2 本作品の背景とあらすじ

SBS とは、乳幼児の上半身を前後に激しく揺らすことで、たとえ表面的な外傷がなくても脳内に深刻な損傷が生じることをいう。そして、乳幼児にいわゆる 3 兆候（硬膜下出血、脳浮腫、眼底出血）が存在した場合、それは揺さぶりによるものである可能性が高く、虐待の事実がうかがわれるという考え方（SBS 理論）が提唱されてきた。

もっとも、虐待ではなく軽度の衝撃（例えば、ソファからの落下やつかまり立ちからの転倒等）によっても 3 兆候が生じることが報告されており、米英など 2000 年代から SBS 理論の見直しが進められてきた国もある。しかし、日本では同理論の影響が根強く、日本子ども虐待医学会の公認マニュアルである「子ども虐待対応・医学診断ガイド」（2011 年）や、それを参考に策定された厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」（2013 年）にも、SBS 理論に基づく虐待防止の考え方が記載されていた（なお、近年では加害行為を揺さぶりに限定しない Abusive Head Trauma（AHT）という呼称が標準となっているが、本稿では便宜上 SBS という表記で統一する）。

SBS 理論は刑事司法にも影響を及ぼした。2010年頃から、原因不明の理由で死亡した乳幼児の近親者に児童虐待の嫌疑がかけられ、逮捕勾留・起訴される事案が増加したのである。これがいわゆる SBS 問題である（SBS 問題に関する議論状況につき、笹倉香奈「SBS/AHT と刑事裁判——乳幼児揺さぶられ症候群と虐待による頭部外傷をめぐる議論の現状」犯罪と刑罰31号（2022年）157頁以下）。

本作品は、SBS による虐待が疑われ、乳幼児の近親者が起訴された4つの刑事事件を取り上げ、それぞれの当事者や刑事弁護人の弁護活動をリアルタイムで密着取材したものである。若干（？）のネタバレをご容赦いただくと、作中に出てくる4事件のうち3事件は、第1審では有罪判決となりながらも、控訴審において逆転無罪判決が言い渡されている（残りの1事件は第1審で無罪となり、検察側の控訴断念によりそのまま確定した）。

日本の刑事司法における有罪率の高さをふまえると、同種事件の無罪判決が短期間のうちに立て続けに現れること自体、一種の異常事態と言えよう。しかも、第1審で有罪判決が言い渡されているのであるから、これを警察の捜査体制や検察の公訴判断のみに起因する問題として捉えることも難しい。

本作品は、当事者やその家族の苦難、刑事弁護人や支援者たちの奮闘とともに、上記のような“異常事態”がいかにして起こったのかに迫る司法ドキュメンタリーでもある。

3 医師の供述に対する信用性評価

逆転無罪判決となった3事件に共通する点として、第1審判決では検察側証人である医師の証言の信用性があっさり認められて虐待の事実が認定されているのに対し、控訴審判決ではその信用性が緻密に検証されていることが挙げられる。

まず、大阪高判令和元年10月25日判時2476号110頁では、自身の見解が画像診断学の常識であるとまで言い切った検察側医師の証言に対して、「医学文献の記載と整合せず、CT 画像の読影について、正確な専門的知見を有している

のか……につき疑問を禁じ得ない。証言は、その断定的な言いぶりに照らしても、自己の拠って立つ見解を当然視し、一面的な見方をしているのではないかを慎重に検討する必要がある」とされ、当該医師の見解に依拠した検察官立証が否定された。これに対し、原審判決である大阪地判平成29年10月2日判時2476号126頁では、検察側証人の医師が経験豊富であることや、医学的な根拠に基づく合理的な説明をしていることを理由にその信用性が肯定され、虐待の事実が認定されている（原審判決における事実認定の問題点や控訴審判決の判示内容を詳細に分析した論稿として、笹倉香奈「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）事件と冤罪——大阪高裁2019年（令和元年）10月25日判決を素材に——」甲南法学60巻（2020年）232頁以下）。

また、別事件の控訴審判決である大阪高判令和2年2月6日判時2476号110頁は、医師の供述の信用性評価の在り方について以下のように判示した。

「推認の過程で専門家たる医師の見解が重要な証拠資料となる本件においては、特に、有罪の推認を妨げる事情について、これを否定する医師の見解に対し、否定の根拠に疑問が残らないかよく吟味する必要がある、推認を妨げる事情を指摘する別の医師の見解が対立する場合は尚更である。幾つかの疾病が想定される場合に、最も蓋然性が高いものを念頭に医療措置を試みることが多いとかがわれる医師の通常業務とは異なり、刑事裁判で有罪を導く推認の根拠となるべき医師の見解は、その推認を妨げる事情の存在を説得的に否定できる証拠内容を伴っていなければならない。その審査にあたっては論理矛盾の有無はもとより、重要な客観的資料等を看過しているなどの瑕疵の有無を検討し、あるいは、直接の経験も乏しい中、不確かな伝聞の類に依存し過ぎている難点の有無等を、点検する必要があると考えられる。医師の専門的知識や知見は、刑事裁判における事実認定を左右する重要な意味を有することが少なくないところ、そうであるからこそ、審理、判断においては合理的な疑いを容れない立証が必要であるという基本に立ち返り、上記のとおり医師の見解に対する厳密な審査が求められる。」

そして、控訴審における医師の公判供述を「有罪を導く推認の最も重要な基礎となる CT 画像の読影に誤りがあったことを自認するものであり、到底見過ごすことができない」と評価し、結果として無罪判決を言い渡した。これに

対し、第1審判決（大阪地判令和2年2月6日判時2476号110頁）では、同医師が経験豊富であり、自らの臨床経験をふまえた供述をしていること等を理由としてあっさりとその信用性が肯定されている（本作品には、第1審判決後に行われた弁護側の記者会見の映像が含まれている。そこで弁護人が「壁は厚いですけど乗り越えます、必ず。突き崩します」と言い切るシーンが筆者には印象的であった。宣言どおり、壁は控訴審において突き崩されることとなる）。

いずれの事件においても、控訴審の弁護団による精力的な弁護活動が奏功したことは疑いようもない。しかし、そのことをふまえても、控訴審判決と第1審判決とでは医師供述に対する信用性評価の姿勢そのものが大きく変容しているように見受けられる。判決文を読んだ際には、同じ事件でここまで変わるものかという素直な驚きを感じた（これは、本作品の観賞中には抱かなかった感想であった。作中で出てきた事件の判決文や解説記事を読むのも、本作品の楽しみ方の一つかもしれない）。

4 今西事件控訴審判決

本作品に登場する4事件のうち、劇中後半で中心的に取り扱われているのが今西事件（以下「本事件」）である。本事件では、2歳4ヵ月の女兒が心肺停止の状態で救急搬送された後に亡くなった。女兒には眼底出血等が確認されたことから、義父による虐待が疑われ、逮捕・起訴された。

本事件においても、検察側証人である医師（前記事件の検察側証人とは異なる人物）の証言の信用性が大きな争点となった。第1審判決（大阪地判令和3年3月25日判時2630号42頁）は、医師の証言につき「非常に明解であって、説得力に富んでいる」と評価してその信用性を肯定し、傷害致死罪の成立を認めて被告人に懲役12年の有罪判決を言い渡した。

しかし、控訴審判決（大阪高判令和6年11月28日判時2630号5頁）では、第1審の有罪判決の根拠となった医師らの証言の信用性に対し、様々な角度から緻密な検討が加えられた。例えば、医師が被害児の頭部CT画像の読影に用いた疑いのある手法については「科学的妥当性を持つものといえるか甚だ疑問

といわなければならない」と指摘され、当該医師の見解についても「根拠に疑問を挟む余地が多くあり、直ちに採用し難」いものであり、「一定の信用性を認めるとしても証明力には限度がある」とされている。

その上で、第1審判決は、各医師の証言の関係やその信用性、証明力の範囲・程度の検討が不十分であるにもかかわらず虐待の事実を認定したものであり、明らかな不合理があると結論づけ、無罪判決が言い渡された。

さらに、控訴審判決は、「原判決は、医師の説明が非常に明解で、説得力に富むと評したが、証言の信用性は、説明ぶりの印象によるのではなく、科学的な合理性の観点から検討されなければならない」として、第1審判決の信用性評価に対しても苦言を呈している。前掲・大阪高判令和2年2月6日において示された考え方と同様、医師の見解に対する信用性評価の在り方を示すものとして重要な指摘であろう。

奇しくも本作品の公開直後に刊行された判例時報2630号（2025年10月15日号）において、本事件の控訴審判決が特集された。同号には、判決文のほか参考論文2編（石塚章夫「今西事件控訴審判決について」、高田昭正「専門家供述の評価方法——今西事件第1審判決と控訴審判決の検討——」）が収録されており、刑事司法の専門家からも注目を集めた判決であったことが伺われる。

上記控訴審判決に対しては検察側が上告したが、2026年3月3日付で最高裁は上告を棄却し、無罪が確定した。判決が未確定の状況で劇場公開に踏み切ることは、勇気が要る判断であったことと思われる。監督・プロデューサーをはじめ、関係者の決断に敬意を表したい。

5 冤罪と逮捕報道

逆転無罪判決に至るまでの手に汗る展開は本作品のみどころの1つであるが、作中では報道側の苦悩と反省も描かれている。

本事件の被告人が逮捕された際、関西テレビはそのニュースとともに被疑者の氏名と容貌を報道した。関西テレビに限った話ではなく、日本のマスメディアの多くは（事案ごとの判断ではあるものの）逮捕時における実名報道を継続

している。

実名報道については、真実性の担保や公権力の監視といった機能が主張される一方、事件関係者に深刻な不利益をもたらしうることから、長年にわたってその是非が議論の対象となってきた（実名報道を巡る議論や報道機関の対応の変遷を分析した論稿として、曾我部真裕「『実名報道』原則の再構築に向けて「論拠」と報道被害の対応を明確に」Journalism 2016年10月号83頁）。

とりわけ、刑事事件における被疑者・被告人との関係では、①逮捕段階からあたかも犯人であるかのような印象が発信され、推定無罪原則の理念が形骸化されてしまうことや、②仮に嫌疑不十分で不起訴ないし無罪となってもメディアがそのことを十分に報道しないために、本人の名誉回復が図られないといった問題が存在する（監督は、逮捕報道に比べて裁判報道の取扱いが小さい現状を「逮捕報道中心主義」と呼称する）。

本作品には、釈放された被告人本人に対して、監督自らが逮捕時における自局の報道映像を見せるシーンが登場する。また、本作品の最後は、監督が逮捕報道について被告人と（文字通り）正面から向き合う場面で締めくくられる。

監督本人はもちろんのこと、放送局としても目を背けたい事柄であったに違いない。それでも不都合な事実から逃げず、それをスクリーンに曝け出すことを躊躇しない姿勢に報道機関としての覚悟が感じられた（宮田輝美「晒す覚悟～メディア不信の時代に」本作品公式プログラム31頁・上田大輔「絶望と希望の間で揺れながら」同34頁以下の記載にも、同様の印象を持った）。

このように、本作品は SBS 冤罪に迫る調査報道でありつつ、マスメディア自身の報道姿勢に対する検証報道でもある。

6 虐待冤罪と一時保護

本作品は、関西テレビの地上波番組で放映された調査報道がベースになっている。その中には、地上波では放送されたものの、劇場版では（おそらくは上映時間との関係で）大幅にカットされているシーンやトピックがいくつか存在する。

その1つが、虐待冤罪による親子の引き離しである。本作品で扱われる4事件のうちの1事件で被告人となった男性（大阪地判令和5年3月17日判時2576号94頁により無罪。検察側の控訴断念により確定）は、逮捕・起訴前から虐待が疑われ、生後間もない長男が児童相談所による一時保護の対象となった。地上波第3弾となった「引き裂かれる家族」では、虐待を認めない限り長男の家庭復帰のプロセスを前に進めない児童相談所と男性のやり取りを記録した音声放送され、虐待嫌疑をかけられた保護者の苦難と葛藤が描かれた。

一時保護は刑事処分ではないため、刑事裁判のような無罪推定の原則は適用されない。また、児童の生命・身体・安全確保は重要な法益であり、児童福祉法33条に基づく一時保護の開始や継続に関する判断も、専門的知見を有する児童相談所長の合理的裁量に委ねられると解されている。

他方で、一時保護は児童・保護者の双方にとって重大な権利制約を伴うものであり、分離の長期化によりかえって児童福祉が害されうることが裁判例においても認められている（大阪高判令和5年8月30日判タ1525号40頁）。上記事案のように刑事裁判を通じて無実が明らかになるケースや、一時保護を継続した児童相談所長の判断が裁量を逸脱した違法なものであったとして慰謝料の支払いが認められたケース（同上）も存在する。しかし、これらは特殊なケースであり、事後になって虐待冤罪が判明したところで引き離された親子の時間が戻ってくるわけでもない。

本作品においてはフォーカスされていないものの、上記の関西テレビの報道番組では、虐待冤罪が刑事司法に限られた問題ではないこと、そして刑事司法ではないからこそその難しい問題があることが的確に伝えられていた（なお、本作品の構想段階では、むしろ親子の引き離しの方を映画の主題とすることが想定されていたようである。前掲・宮田31頁）。

なお、児童福祉法の改正に伴い、2025年6月1日からは一時保護の開始時においても司法審査が実施されることとなった。具体的には、児童相談所長等が一時保護を開始したときは、原則として裁判所に一時保護状を請求しなければならず（法33条3項）、裁判官は一時保護が法定の要件を満たしているかを審査しなくてはならない（同4項）。

『揺さぶられる正義』を観たあとで

手続の客観性・透明性確保の観点から、一時保護の入口部分で裁判所のチェックが入ること自体は歓迎すべきことであろう。他方で、一時保護状の請求にあたっては疎明で足り、一時保護の継続にあたって必要な家庭裁判所の審判（同13項・14項）と比べてもそのハードルは低い。一時保護状の審査実務が定着するには今しばらく時間がかかると思われるが、虐待冤罪との関係で難しい判断が求められる状況は今後も継続することとなろう（近時の一時保護実務や司法審査の導入に関して詳細な分析を行うものとして、岩佐嘉彦・大畑亮祐ら編著『児童相談所における一時保護の実務と法的対応——子ども中心のソーシャルワークと保護者支援・司法審査』（日本加除出版、2025年）。特に、第4章2節「AHT 事案と一時保護をめぐる問題」343頁以下、同3節「一時保護に対する司法審査の運用上の留意点」400頁以下を参照）。

7 おわりに

残念ながら本作品の劇場公開は既に終了しており、本稿執筆時点において再上映の予定はないようである。DVD 化や配信の実現も困難であろう。

しかし、これまで見てきたとおり、本作品には法律に携わる者にとって非常に興味深い内容が多く含まれる。

本学の法科大学院生や法学研究者の方々にも、司法ドキュメンタリーの傑作である本作品をぜひ1度は観賞していただきたい。その機会を何らかの方法でご提供できないかを思案しつつ、本稿の締めくくりとしたい。